

瀬戸市選挙管理委員会告示第55号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月1日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 上川和子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前
目次						目次
第1章 総則（ <u>第1条—第2条の2</u> ）						第1章 総則（ <u>第1条・第2条</u> ）
第2章から第11章まで <省略>						第2章から第11章まで <省略>
附則						附則
（趣旨）						（趣旨）
第1条 <省略>						第1条 <省略>
<u>（選挙長及び選挙長職務代理者の印）</u>						
第2条 <u>選挙長及び選挙長職務代理者の印の形式、</u>						
<u>書体、寸法、用途及び管守者は、別表第1のとおりとする。</u>						
（選挙長の告示）						（選挙長の告示）
第2条の2 <省略>						第2条 <省略>
（投票区）						（投票区）
第8条 投票区は、 <u>別表第1の2</u> のとおりとする。						第8条 投票区は、 <u>別表第1</u> のとおりとする。
<u>別表第1（第2条関係）</u>						
<u>公印の</u>	<u>形式</u>	<u>書体</u>	<u>寸法</u>	<u>用途</u>	<u>管守者</u>	
<u>種類</u>						

選挙長 印	選挙 長 印	古印体	ミリメ ートル	一般公 文書用	書記長
			21× 21		
選挙長 職務代 理者印	選挙長 職務代 理者印	古印体	23×	一般公 文書用	書記長
			23		
別表第1の2（第8条関係）			別表第1（第8条関係）		
法第2条の選挙の投票区			法第2条の選挙の投票区		
<省略>			<省略>		

附 則

この告示は、告示の日から施行する。